

西夏王国の軍制・部族制度の研究

—西夏語軍籍文書群解読による—

佐藤 貴保
新潟大学超域研究機構 准教授

緒 言

11世紀前半～13世紀前半に、現在の中国寧夏回族自治区・甘肅省西部・内モンゴル自治区西部を中心とする地域を支配した西夏王国は、チベット系遊牧民タングート人によって建てられた多民族国家である。隣国の宋王朝の文献には、西夏は皆兵制の国であり、他の中央ユーラシア遊牧国家と同様、建国当初の軍団は部族単位で編成されていたことを示唆する記述が残されている。

20世紀前半にロシアやイギリスの調査隊によってカラホト遺跡（内モンゴル自治区エチナ旗）で収集された西夏語の文書群が近年整理され、その中に西夏軍の兵士の氏名や武具を記録したリスト（以下、このリストを「軍籍文書」と呼ぶ）が多数含まれている（図1参照）。しかし、難解な草書体の西夏文字で書かれているため、研究はほとんど進んでいない。

そこで、本研究では西夏の軍制および軍制と部族制度との関連性を西夏側の文献を用いて検証すべく、軍籍文書を網羅的に調査し、考察を加えた。

研究の方法

当初、既刊の写真版から文書の解読に着手し、写真版では判読困難な箇所については、文書の原物を多数所蔵するロシア科学アカデミー東方文献研究所で調査する計画であった。しかしながら、アイスランドで発生した火山噴火に伴う航空便の混乱により、渡航を断念せざるを得なくなったため、写真版や財団法人東洋文庫所蔵のマイクロフィルム写真等を用いた調査に切り替えた。

調査結果

1. 軍籍文書の書式

まず、軍籍文書がどのような書式で書かれているのか、冒頭から末尾まで完存している5点の文書を調査したところ、いずれも次のa～fの順序で書かれていることが判明した。

- a. 「軍首領」による記載事項の概要説明文
- b. 当該文書に登記している兵士の人数と甲冑（披・甲の2種類ある）・馬・印章の総数



図1 軍籍文書 ロシア蔵西夏文4197号文書 『俄蔵黒水城文献 第13巻』より転載

- c. 兵士の姓名と年齢、所持している馬と甲冑の特徴
- d. 文書を作成した日付と「軍首領」の署名
- e. 文書の書写人の姓名
- f. 文書を検閲した上級官庁の役人の職名と署名（裏面に書かれることもある）

aの「軍首領」は、複数個の「抄」^{注釈1)}と呼ばれる西夏軍の最小単位を率いる、軍団の小隊長である^{注釈2)}。cでは、抄単位で兵士の姓名等が列記されている。文書の冒頭と末尾、そして用紙の貼りつき部分には、「首領」という意味の西夏文字が書かれた朱印が押されている。よって、軍首領は小規模軍団の統率者、かつ軍籍文書作成の責任者であり、続くcに書かれる姓名は、軍首領の配下にいる兵士ということになる。

2. 内容不明断片の同定

現存する西夏語文書の多くは、数行ないしは数十行程度の断片であり、どんな文書の一部なのか未確定のものも少なくとも数百点存在する。軍籍文書が前掲のような書式であることを踏まえ、ロシア・イギリス収集の西夏語断片を博搜・精査したところ、これまで内容不明とされてきた39点の断片が軍籍文書の一部であることをつきとめ、そのいくつかの断片どうしが接合する例も発見できた。

3. 文書の作成地、作成年代

aの軍首領、eの「文書の書写人」の姓名の直前には、彼らの所属している地名が書かれており、みな「黒水」とあった。「黒水」とは、文書が発見されたカラホト遺跡一帯の、当時の地域名である。

作成年代は、dの部分が残存している8点の文書は、すべて西暦1200～09年の間の紀年を有し、日付はみな5月と書かれている。

4. 軍団の規模・構成

完存している文書、及びbの部分が残る文書計9点のうち、軍首領が文書に登録している「抄」の数は最小で2抄、最大で39抄と大小さまざまであった。ただし、少なくとも10抄以上登記されている完存していない断片も数点ある。

兵士の年齢（22点の文書の計164人が判明）は、30歳代が約3割を占めて最も多い一方、100歳を超える者が8人も登記されている。

兵士の姓名に注目すると、軍首領と同じ姓を持つ兵士が大半を占める軍団、軍首領とは同じ姓の兵士が皆無でみな異なる姓を持つ軍団も存在する。タングート人（姓が2字で表現される）と漢人（姓が1字で表現される）

の混成部隊、さらにはタングート人でも漢人でもない姓名の者が含まれている軍団も確認された。

考 察

1. 「軍首領」像

西夏の兵士が使用する軍馬や甲冑は原則、政府が支給するが、12世紀中葉に編纂された西夏の法令集『天盛禁令』では、一定数の家畜を所有する者は例外的に馬あるいは2種類の甲冑（もしくはその3種類とも）を自前で用意し、軍籍文書に登録するよう定めている。実際の軍籍文書で所持する馬や甲冑の特徴が記されていたのは一部の兵士のみであったが、軍首領は全員が馬や甲冑を登記していた。このことから、軍首領は一定の資産を有する人物が就くものとして位置づけられていたことがうかがえる。

2. 軍団の編成と規模

タングート人の姓は西夏建国期の出身部族を表すと考えられている。もし、部族単位で軍団を編成していたのであれば、当該文書に現れる各軍団の兵士は、みな軍首領と同じ姓を有していたはずである。しかし1つの小部隊に軍首領と異なるタングート人の姓や漢人の姓の兵士が混じっていることは、少なくとも13世紀初頭のカラホト遺跡付近の軍団は建国時以来の部族ごとには編成されていないことを示している。

『天盛禁令』に現れる軍首領は、30抄以上の兵士を率いる小部隊長として想定されている。だが、軍籍文書を見る限り、30抄以上で構成されている軍団はわずか1例しか検出されず、大半が5抄未満と小規模であった。文書作成当時のカラホト遺跡周辺に展開していた西夏軍は、かなり小規模な部隊を多数集めて編成されていたと推測される。

3. 記載内容の真偽

前近代の戸籍類は、人数や性別・年齢を偽ることがしばしば行われ、記載事項がすべて実態に即しているとは限らない。本研究で扱う軍籍文書にも、次のような不審な点が見られる。

- ・『天盛禁令』によると、西夏の兵士は15歳以上の男子が徴兵の対象とされ、いわゆる「定年」は定められていない。とはいえ、100歳以上の兵士が少なからず登記されているのは異様である。

- ・ある同じ軍団の1205年と1209年に作成された文書に登録されている45人の兵士の姓名を比較すると、異同があるのは1人だけであった。当該時期には、モン

ゴル高原の遊牧民が西夏領内にたびたび侵攻している。カラホト遺跡はその最前線に位置していたにもかかわらず、ほとんど死者が出ていないことになる。

以上の点を考慮すると、すでに死亡している兵士を偽って登記していた可能性が高い。

4. 文書作成の背景

一方で、軍籍文書がいずれも5月の日付で作成され、軍首領が当該文書に押印するという手続きは、『天盛禁令』の規定通りに行なわれている。しかも、上級の一おそらくは、黒水地域の軍政を掌る官庁の一役人がチェックし、fの箇所では署名をしている。

軍籍文書がなぜ内容を偽って作成されたのか。カラホト遺跡からは軍籍文書に登記している兵士が実在しているか否かを記した、別種の文書の断片が発見されている。同遺跡で見つかった別の西夏語の手紙では、中央政府から当地に補給される物資が少ないことを訴えている文言がある^{注釈3)}。軍需物資が政府から支給されること等を考慮すると、軍首領や上級の官庁が軍需物資を中央政府からより多く得るため、すでに死亡している兵士をあたかも生きてるように登記し、兵士の数を水増しして報告していた可能性がある。少なくとも、軍籍文書は13世紀初頭モンゴル侵入期における西夏軍の前線の実情を物語る重要な情報となろう。

とはいえ、軍需物資をより多く得たいのなら軍首領の馬や甲冑も登記しないはずであり、部族単位の軍団が常識ならば、同姓の架空の人物名を並べた偽の軍籍文書を作成できたはずである。とすれば、小部隊を率いる軍首領が一定の資産を有するものとして扱われていること、軍首領が法令で想定する規模よりもかなり小さい例が多く見られること、そして様々な部族・民族で構成される

軍団を何の躊躇もなく記していること、等の諸点は、この地域に展開していた軍団の実像をある程度意識したうえで書かれていたと考えてよいだろう。

結 論

現存する軍籍文書はいずれも13世紀初頭に作成されたものであり、その軍団は部族単位で編成されていないことが明らかになった。12世紀以前の軍籍文書が見つかっていないため、現時点で断言はできないが、11世紀の西夏建国前後では部族単位で編成されていた軍団が時代を追うごとに徐々に変質していった可能性が考えられる。

謝 辞

本研究の遂行にあたり、学術奨励金のご支援を賜りました財団法人三島海雲記念財団に篤く御礼を申し上げます。

注 釈

- 1) 1つの「抄」は、戦闘に参加する「正軍」1人と、後方支援を担当する「輔主」「負担」の複数人で構成される。
- 2) 佐藤貴保：環日本海研究年報16,12-24,2009。なお、「軍首領」は単に「首領」と略記されることもある。
- 3) 佐藤貴保：オアシス地域史論叢—黒河流域2000年の点描—（井上充幸ほか編）、松香堂、pp.57-79, 2007。

文 献

- 1) 英蔵黒水城文献 第1-4巻（英国国家図書館ほか編）、上海古籍出版社、2005-07。
- 2) 俄蔵黒水城文献 第12-13巻（俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所ほか編）、上海古籍出版社、2006-07。